

3 農地耕作条件改善事業

【40,719(23,562)百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換に取り組むことが重要です。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等により、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めることが必要です。加えて、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

①区画整理、農地造成

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等ができるよう、基盤整備に係る事業費の12.5%等を交付します〔定率助成(1/2等)〕。

次の要件を満たす場合は、12.5%等の推進費を交付

- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定
- ・農地中間管理権の設定期間が15年間以上
- ・事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化
- ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上

②上記以外の工種（用排水施設、農作業道 等）

農地中間管理権の設定割合・集団化のレベルに応じて推進費を段階的に交付（最大で12.5%）

○高収益作物への転換に取り組む場合

- ・高収益作物への転換を図るためのプランの作成や導入・定着を支援

○農業者の自力施工を活用した整備に取り組む場合

- ・簡易な基盤整備を定額単価(10a当たり等)で助成

※任意で以下に取り組む場合には追加支援

- ・中心経営体に集約化する農地を対象とする場合には、定額単価を2割加算
- ・さらに、農地中間管理権を設定しつつ、新たに高収益作物への転換を図る農地を対象とする場合には、定額単価を更に3割加算（合計5割加算）

※ 事業の特徴

- (1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
- (2) 事業実施年度の採択申請が可能（複数回受付）、機構から国への直接申請も可能
- (3) 事業実施期間は最大5年（ハードは最大3年）、総事業費は10億円未満を支援

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)]

農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換に取り組むことが重要。
- このため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等により多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。加えて、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援。

1. 事業内容

① 区画整理、農地造成

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等ができるよう、基盤整備に係る事業費の12.5%等を交付します〔定率助成(1/2等)〕。

区画整理、農地造成

次の要件を満たす場合は、12.5%等の推進費を交付

- ・ 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定
- ・ 農地中間管理権の設定期間が15年間以上
- ・ 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化
- ・ 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上

② 上記以外の工種（用排水施設、農作業道 等）

上記以外の工種（用排水施設、農作業道 等）

- ・ 農地中間管理権の設定割合・集団化のレベルに応じて推進費を段階的に交付（最大で12.5%）

農地中間管理権の設定割合	基本	集団化加算 ^(注)	計
85%以上	8.5%	+4.0%	12.5%
75~85%	7.5%	+3.0%	10.5%
65~75%	6.5%	+2.0%	8.5%
55~65%	5.5%	+1.0%	6.5%

(注) 農地中間管理権を設定する農地のうち、担い手への農用地の集団化割合が8割以上の場合

【高収益作物への転換に取り組む場合】

左記の事業内容に加えてソフト支援

- ※ 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換（要件）
- ※ 上記要件を満たす場合に上限500万円/地区（年基準額）を支援

○ 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

プラン作成に係る調査・調整、需給動向把握、販売先調査 等

○ 高収益作物導入支援（最大5年）

技術習得方法の検討と実践、経営展開支援、現場研修会開催 等

- ※ 必要に応じて、実証展示ほ場の設置、導入1年目の種子・肥料、農業機械リース 等も支援〔定率助成(1/2等)〕

【農業者の自力施工を活用した整備に取り組む場合】

簡易な基盤整備（区画拡大、暗渠排水、客土、除礫等）を定額単価（10a当たり等）で助成

※ 任意で以下に取り組む場合には追加支援

- ・ 中心経営体に集約化（面的集積）する農地を対象とする場合には、定額単価を2割加算
- ・ さらに、農地中間管理権を設定しつつ、新たに高収益作物への転換を図る農地を対象とする場合には、定額単価を更に3割加算（合計5割加算）〔拡充〕

2. 実施要件

- 総事業費200万円以上
- 受益者数2者以上
- 農地中間管理機構との連携概要の策定
- 事業実施区域は農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域又は重点実施区域指定見込みの区域

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農業法人等